

平成30年度主要事業
の調整状況について

平成29年12月
尼崎市

1 予算編成の考え方

平成30年度の予算編成においては、「後期まちづくり基本計画」で示す「主要取組項目」を踏まえるとともに、施策評価結果に沿って、積極的に事務事業のスクラップ&ビルドを行うなど、施策の成果をあげるよう取り組むこととしています。

こうした中、持続可能なまちづくりに向け、「ファミリー世帯の定住・転入促進」を市の最重要課題とし、市民意識調査の結果も踏まえた「学びの先進都市」「子どもの育ちへの支援」「シティプロモーション」に資する取組、尼崎城再建という機を捉えた「観光地域づくり」を「重点化する施策」として、予算の重点配分や体制整備を行うこととしています。また、「自治のまちづくり」や「子どもの育ちへの支援（あまがさき・ひと咲きプラザ）」について、より効果的な取組への転換に向けた調整を行っていくため、「転換調整する施策」として、予算の重点配分や体制整備を行うこととしています。

行財政改革の取組については、今後も引き続き、社会保障関係費や公債費が高い水準で推移することなどに伴い収支不足が見込まれる中、「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」の最終目標である「持続可能な行財政基盤の確立」に向けて、歳入確保や歳出抑制などに積極的に取り組むとともに、将来負担と公債費の抑制に向けては、投資的事業の総量等を適切に調整することとしており、中間総括において、新たな財政規律と財政目標を示したところです。

これらの方針のもとで取り組んできた、平成30年度に向けた主要事業における現時点での調整結果について、取りまとめましたので公表します。

2 掲載内容 ※平成29年12月25日現在

各局から要求・提案のあった主要事業について、現時点の調整結果を一覧にまとめています。掲載内容については、以下のとおりです。

(1) 主要事業（77件）

《新規事業》（16件）

これまで取り組んでいない新たな取組を行うもの

《拡充事業》（48件）

既に取り組んでいる事業のうち、対象者の拡大など、新たな取組を付加するもの

※区分欄に「(枠)」と付いている項目は、事業の見直し等で財源を捻出した上で構築した事業

《改善項目》（6件）

行財政改革の取組のうち、市民サービスの向上等に主眼を置いた取組

《歳入確保・事業見直し項目》（7件）

行財政改革の取組のうち、歳入確保や事業見直しに主眼を置いた取組

(2) 施策体系

平成30年度から後期まちづくり基本計画期間となることから、施策名称は後期まちづくり基本計画の施策体系で記載しています。

前期計画		後期計画	
施策名称		施策名称	
1	【地域コミュニティ】	1	【地域コミュニティ】
2	【生涯学習】	2	【生涯学習】
3	【学校教育】	3	【学校教育】
4	【子ども・子育て支援】	4	【子ども・子育て支援】
5	【人権尊重】	5	【人権尊重・多文化共生】
6	【地域福祉】	6	【地域福祉】
7	【高齢者支援】	7	【高齢者支援】
8	【障害者支援】	8	【障害者支援】
9	【生活支援】	9	【生活支援】
10	【医療保険・年金】	10	【健康支援】
11	【地域保健】	11	【消防・防災】
12	【消防・防災】	12	【生活安全】
13	【生活安全】	13	【地域経済の活性化・雇用就労支援】
14	【就労支援】	14	【魅力創造・発信】
15	【地域経済の活性化】	15	【環境保全・創造】
16	【文化・交流】	16	【住環境・都市機能】
17	【地域の歴史】		
18	【環境保全・創造】		
19	【住環境】		
20	【都市基盤】		

(3) 重点化する施策・転換調整する施策

平成30年度予算編成方針において、「重点化する施策」「転換調整する施策」に位置付けた事業については、次のとおり該当する番号を記載しています。

《重点化する施策》

- 「学びの先進都市（学力向上対策、尼崎市学びと育ち研究所）」→①
- 「子どもの育ちへの支援（待機児童対策、保育所施設の老朽化対策）」→②
- 「シティプロモーション（喫煙マナー、自転車利用のマナー向上）」→③
- 「観光地域づくり（観光地域づくり、城内まちづくり）」→④

《転換調整する施策》

- 「自治のまちづくり（地域振興機能の再構築についての検討）」→⑩
- 「子どもの育ちへの支援（青少年センター機能の見直しの検討、子どもの育ちに係る支援センター機能の検討）」→⑫

(4) 事業費

百万円単位で記載しています。（事業費が未定のもの、10万円未満のものについては「*」で表示）

- ※10万円未満切り捨てのため、小計と一致しない場合があります。
- ※「査定後」の「(内) 新規拡充部分」欄の下段に、人件費を含めた金額（正規職員、嘱託員、臨時的任用職員等）を記載しています。
- ※人件費の積算については、平成29年度予算ベースの平均単価等から積算しています。
（正規職員@7,954千円、嘱託員@3,721千円、臨時的任用職員@2,284千円）
- また、委員報酬については、実所要額で積算しています。

(5) 一般財源

市税や地方交付税など、市が自らの裁量で用途を決められる財源です。市の収支に直接影響するため、事業費のうち、いくら充てているかを記載しています。

(6) 調整結果

各局から要求のあった新規・拡充事業について、現時点での調整結果を示しています。

- ・「採 択」(48件) : 事業内容、積算内容を精査し、実施するもの
- ・「一部採択」(10件) : 要求の一部を実施するもの
- ・「調整中」(2件) : 実施の可否等について、調整中のもの
- ・「継続検討」(1件) : 平成31年度に向けて、引き続き事業内容等について検討するもの
- ・「採択見送り」(3件) : 適時性・優先度、的確性・有効性の観点から現段階では実施しないもの

(7) 論点等

「一部採択」「調整中」「継続検討」「採択見送り」としたものについて、その理由を記載しています。

(8) 構造改善効果額

行財政改革の取組を実施することで、平成30年度以降に見込まれる効果額を百万円単位で表示しています。また内数として、効果額全体のうち平成30年度に見込まれる効果額を示しています。

原則として各項目の平成29年度予算における一般財源の額を基本に算定しており、不動産売払収入や投資的経費のような一時的な経費は算入していません。

3 その他

- ・事業名や取組内容、事業費、効果額等については、今後の調整により変更することがあります。
- ・主要事業一覧に掲載している事業以外の投資的事業などについては、別途予算編成の中で調整し、お知らせします。

主要事業一覧 目次

《重点化：学びの先進都市》【施策③ 学校教育】	6
《重点化・転換調整：子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】	8
《重点化：シティプロモーション》【施策⑩ 健康支援】【施策⑫ 生活安全】	15
《重点化：観光地域づくり》【施策① 地域コミュニティ】【施策⑭ 魅力創造・発信】 ...	17
《転換調整：自治のまちづくり》【施策① 地域コミュニティ】【施策② 生涯学習】	18
【施策① 地域コミュニティ】	20
【施策⑥ 地域福祉】	20
【施策⑦ 高齢者支援】	21
【施策⑧ 障害者支援】	21
【施策⑨ 生活支援】	23
【施策⑩ 健康支援】	23
【施策⑪ 消防・防災】	25
【施策⑬ 地域経済の活性化・雇用就労支援】	26
【施策⑭ 魅力創造・発信】	27
【施策⑮ 環境保全・創造】	27
【施策⑯ 住環境・都市機能】	29
【その他】	31

主要事業一覧の見方

[新規事業]

総合計画の4つの「ありたいまち」の実現に向けた取組の方向性を示す16の施策ごとに、新規事業を記載しています。
また、「重点化する施策」「転換調整する施策」に関連するものについては、該当する名称を記載しています。

各局からの要求内容(事業概要)を記載しています。

各局からの要求額(事業費)を記載しています。

市が自らの裁量で使途を決められる財源です。

「一部採択」「調整中」「継続検討」「採択見送り」について、その理由を記載しています。

《重点化・転換調整：子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
22	④	子ども・子育て支援	利用者支援事業	①事業実施趣旨 少子化、核家族化の進行、地域での人とのふれあいの希薄化などの影響で、家庭で子育てをする保護者が孤立する傾向にあり、保護者の子育てに関する悩みや負担感を軽減する。 ②対象 子育て中の親子 ③求める成果 子ども及びその保護者等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことで、子育ての悩みや負担感の軽減が図られ、子育てしやすい環境を創出し、親としての本来の子育て力が発揮できるとともに子どもの健やかな成長につなげる。 ④要求内容 子どもや子育ての悩み・困りごとなどの身近な相談から、更には困難を抱える子どもの相談にも、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じてより専門的な支援機関につなぐなど、利用者のニーズに沿った適切な支援を行うことのできる、利用者支援専門員を配置した、利用者支援(基本型)相談窓口を本庁舎内に設置する。	新規(枠)	所管局室	全体	0.2	0.2	採択	
						(内)新規拡充部分	(0.2)	(0.2)			
						査定後	全体	0.0	0.0		
							(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
							※下段は人件費を含む	(11.6)	(6.9)		

平成30年度予算編成方針において、「重点化する施策」「転換調整する施策」に位置付けた事業について、次のとおり該当する番号を記載しています。

《重点化する施策》

- 「学びの先進都市(学力向上対策、尼崎市学びと育ち研究所)」→①
- 「子どもの育ちへの支援(待機児童対策、保育所施設の老朽化対策)」→②
- 「シティプロモーション(喫煙マナー、自転車利用のマナー向上)」→③
- 「観光地域づくり(観光地域づくり、城内まちづくり)」→④

《転換調整する施策》

- 「自治のまちづくり(地域振興機能の再構築についての検討)」→⑪
- 「子どもの育ちへの支援(青少年センター機能の見直しの検討、子どもの育ちに係る支援センター機能の検討)」→⑫

査定額(事業費)を記載しています

ここは、事業費に人件費を含めた査定額を記載しています。
例:11.6百万円(事業費0.0+人件費11.6)

[拡充事業] ※上記、新規事業と見方が異なる箇所のみ記載しています

《重点化：学びの先進都市》【施策③ 学校教育】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
2	③	学校教育	教員指導力向上	1 現行の事業内容 ①事業実施趣旨 児童・生徒の確かな学力向上には、教員の指導力向上が不可欠である。各校が実施している校内研究や小中連携等の取組をより充実させ、授業改善を工夫することで、教員の指導力を高める。 ②対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 ③求める成果 各校が自校の現状を把握し、授業改善を工夫することで、教員の指導力を高め、児童生徒の学力向上を図る。 2 要求内容(拡充) 次期学習指導要領の導入に合わせて、現在小学校5・6年生を対象とする外国語活動英語指導補助員(JTE)の配置時間を増加するとともに、新たに3・4年生も対象とし、授業を行う中で小学校教員の英語指導力の向上を図る。	拡充	所管局室	全体	14.0	13.3	採択	
						(内)新規拡充部分	(9.0)	(8.3)			
						査定後	全体	13.5	12.8		
							(内)新規拡充部分	(8.7)	(8.0)		
							※下段は人件費を含む	(8.7)	(8.0)		

現在(平成29年度)実施している事業内容を記載しています。

各局からの要求内容(事業概要)を記載しています。

主要事業一覧

《重点化:学びの先進都市》【施策③ 学校教育】

No.	施策 局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分 重点化等	事業費 (単位:百万円)			調整 結果	論点等
					所 管 局 室	うち 一般財源			
1	③ 学校教育	教育委員会事務局 あまっ子ステップ・アップ調査事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 学力や生活の実態を把握することで、指導体制や指導方法の工夫改善に向けた新たな教育施策の展開に活かすとともに、調査の経年比較を行い、学力の推移を検証する。</p> <p>②対象 ・小学校4・5年生(2教科) ・中学校1・2年生(4教科・5教科) ※生活実態調査は、全ての調査対象学年で実施</p> <p>③求める成果 児童生徒のさらなる学力向上</p> <p>2 要求内容(拡充) 学力調査・生活実態調査(アンケート形式)を幅広い学年で毎年実施することで、教育委員会と学校が児童生徒の学力と生活実態の状況を把握し、教育活動に関する継続的な検証・改善サイクルを確立することで、より一層の学力向上につなげる。 またその調査結果を、「尼崎市学びと育ちの研究所」と連携して、中長期的に科学的根拠に基づく教育政策の立案に役立てる。 <主な変更点> ・3年に1度実施 ⇒ 毎年実施 ・小学校:4・5年生 ⇒ 全学年で実施(国・算) ・中学校:1・2年生いずれも5教科(国・社・数・理・英) ・調査結果を本市研究所に提供して連携。</p>	拡充 ①	所 管 局 室	全体	32.2	32.2	採 択
				査 定 後	(内)新規 拡充部分	(32.2)	(32.2)		
					査 定 後	全体	28.7	28.7	採 択
					(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(28.7)	(28.7)		
							(28.7)	(28.7)	
2	③ 学校教育	教育委員会事務局 教員指導力向上事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 児童・生徒の確かな学力向上には、教員の指導力向上が不可欠である。各校が実施している校内研究や小中連携等の取組をより充実させ、授業改善を工夫することで、教員の指導力を高める。</p> <p>②対象 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校</p> <p>③求める成果 各校が自校の現状を把握し、授業改善を工夫することで、教員の指導力を高め、児童生徒の学力向上を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 次期学習指導要領の導入に合わせて、現在小学校5・6年生を対象とする外国語活動英語指導補助員(JTE)の配置時間を増加するとともに、新たに3・4年生も対象とし、授業を行う中で小学校教員の英語指導力の向上を図る。</p>	拡充 ①	所 管 局 室	全体	14.0	13.3	採 択
					(内)新規 拡充部分	(9.0)	(8.3)		
					査 定 後	全体	13.5	12.8	採 択
					(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(8.7)	(8.0)		
							(8.7)	(8.0)	
3	③ 学校教育	教育委員会事務局 学びの先進研究サポート事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 変化の激しい社会を生き抜いていける人材を育成していくためには、教員自身がその時々に応じた適切な学びを子どもたちに提供していくことが求められる。そのため、教員による自主的・先進的研究を一層支援することで、自律的に「学び続ける教員」の育成を図る。</p> <p>②対象 市立学校(幼稚園を含む)教員</p> <p>③求める成果 自律的に学ぶ姿勢を持ち、資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる教員を育成することで、子どもたちの主体的に学ぶ態度や思考力・判断力・表現力等を養い、さらなる学力向上につなげる。</p> <p>2 要求内容(拡充) 教員自らが選択した先進地域への短期派遣研修(1週間程度)に係る旅費を支援する。</p>	拡充 ①	所 管 局 室	全体	1.3	1.3	採 択
					(内)新規 拡充部分	(0.5)	(0.5)		
					査 定 後	全体	1.2	1.2	採 択
					(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(0.4)	(0.4)		
							(0.4)	(0.4)	

《重点化:学びの先進都市》【施策③ 学校教育】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
4	③学校教育	教育委員会事務局	幼稚園教育振興事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市立幼稚園の教育内容の充実と効果・効率的な運営体制を確立するため作成した「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に掲げた6つの柱をさらに推進する。(保育所・幼稚園・小学校の滑らかな接続に向けた連携推進、未就園児の子育て支援、一時預かり事業等)</p> <p>②対象 保育所・幼稚園・小学校の教職員と幼児・児童及びその保護者など</p> <p>③求める成果 幼保小連携推進モデル地区において、アプローチ・スタートカリキュラムの実践と検証を行い、その知見を市内の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校に発信することにより、小1プロブレム等の解消を図り、幼児期と児童期の滑らかな接続を推進する。また、地域の未就園児を対象とした体験保育の定期的な実施や、在園児を対象とした預かり保育を実施し、子育て支援の充実を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 幼保小連携推進モデル地区を拡大(3地区→10地区)して全市域に同取組を広げるとともに、私立園所についても幼保小推進委員会への参加や合同の研修会等を通じて、連携を進めていく。</p>	拡充	①	所管局室	全体	5.3	5.2	採択
								(内)新規拡充部分	(0.3)	(0.3)	
							査定後	全体	5.2	5.2	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.3)	(0.3)	
5	③学校教育	教育委員会事務局	小・中学校空調整備事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 空調機未設置校に空調機を設置し、学習環境を充実させる。</p> <p>②対象 空調機未設置の市立小・中学校</p> <p>③求める成果 空調機の整備により、児童・生徒のより良い学習環境を確保する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 未設置校への整備については平成29年度に完了するが、航空機騒音対策などで以前から空調機を設置している市立小・中学校(小学校7校、中学校6校)の空調設備が老朽化していることから、これらについて順次改修(更新・修繕等)を行っていく。</p>	拡充		所管局室	全体	*	*	調整中
								(内)新規拡充部分	*	*	
							査定後	全体	*	*	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	*	*	
6	③学校教育	教育委員会事務局	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 学校教育法第19条「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、就学援助費を支給する。</p> <p>②対象 経済的理由により就学困難な小・中学校生徒の保護者。</p> <p>③求める成果 就学援助費を支給することで、各家庭の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 就学援助費のうち新入学用品費を入学前に支給するとともに、新入学用品費支給額と修学旅行費支給限度額を増額する。</p>	拡充		所管局室	全体	289.7	272.8	一部採択
								(内)新規拡充部分	(76.7)	(67.9)	
							査定後	全体	216.0	208.7	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(12.6)	(12.6)	
小計							査定後	人件費を含む	(51.5)	(50.8)	

《重点化:学びの先進都市》【施策③ 学校教育】

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30 効果額	
7	③ 学校教育	教育委員会事務局	小学校給食調理業務の見直し	<p>1 現行の事業内容 給食室の整備を行い、併せて給食調理業務を順次、計画的に民間事業者へ委託する。</p> <p>2 改善内容 平成30年度は調理師の退職動向等も勘案し、新たに1校(わかば西小学校)の委託を行う。</p> <p>3 改善理由 給食内容等の充実を図り食育を推進するとともに、業務の経済性、効率性の向上を図るため。</p>	改善	▲ 6	▲ 6	

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち 一般財源			
8	④ 子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	保育環境改善事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 老朽化している法人保育園について、保育環境の改善を図る。</p> <p>②対象 市内の法人保育園</p> <p>③求める成果 老朽化している法人保育園の建替え(増改築、改築)や大規模改修を行い、保育環境の改善に努める。</p> <p>2 要求内容(拡充) 定員の増を伴った建替えや大規模改修により、待機児童の解消を図る。 また、新耐震基準の建物においても、老朽化の著しい施設があるため、平成30年度から増改築に限り当該事業の対象とする。</p>	拡充	②	所管局室	全体	585.4	15.9	採択
								(内)新規 拡充部分	(525.4)	(11.9)	
							査定後	全体	585.4	15.9	
								(内)新規 拡充部分	(525.4)	(11.9)	
9	④ 子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	保育の量確保事業(保育施設等の公募)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 尼崎市子ども・子育て支援事業計画及び国の子育て安心プランに基づき、平成31年度末までに保育の供給量を増やし待機児童を解消するため、利用状況や潜在保育ニーズを踏まえた上で、保育の供給量が特に不足している地域に新たに保育施設等を設置し、保育の供給量を確保する。</p> <p>②対象 就学前児童を持つ保護者及び保育施設・事業所を運営する事業者</p> <p>③求める成果 保育施設等の利用状況や待機児童の状況、潜在保育ニーズ、認定子ども園への移行等の動向を踏まえ、保育の需給バランスを見込んだ上で、保育の供給量が不足している地域の未入所児童数(待機児童数)を減らす。</p> <p>2 要求内容(拡充) 保育の供給量が不足している地域に必要な保育量を供給できるよう、市有地を活用して認可保育所を設置・運営する民間事業者を公募し、認可保育所を設置する。 併せて、施設整備に係る補助制度の対象法人に学校法人を加える。 また、小規模保育事業を設置運営する民間事業者も公募し、保育施設等を設置する。</p>	拡充	②	所管局室	全体	323.3	23.0	採択
								(内)新規 拡充部分	(323.3)	(23.0)	
							査定後	全体	323.3	23.0	
								(内)新規 拡充部分	(323.3)	(23.0)	
			※下段は 人件費を 含む	(323.3)	(23.0)						

《重点化・転換調整：子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)			調整結果	論点等		
							所管局室	うち一般財源					
10	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	保育の量確保事業(認定こども園補助)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 尼崎市子ども・子育て支援事業計画及び国の子育て安心プランに基づき、平成31年度末までに保育の供給量を増やし待機児童を解消するため、利用状況や潜在保育ニーズを踏まえた上で、保育の供給量が特に不足している地域に新たに保育施設等を設置し、保育の供給量を確保する。</p> <p>②対象 就学前児童を持つ保護者及び幼稚園・保育施設を運営する事業者</p> <p>③求める成果 保育施設等の利用状況や待機児童の状況、潜在保育ニーズ、認定こども園への移行等の動向を踏まえ、保育の需給バランスを見込んだ上で、保育の供給量が不足している地域の未入所児童数(待機児童数)を減らす。</p> <p>2 要求内容(拡充) 私学助成を受ける幼稚園から認定こども園への移行及び認定こども園における保育定員の増加に伴い、児童福祉施設としての保育を実施する部分の整備、または幼稚園型認定こども園の保育所機能部分の増改築等整備を行う法人に対して補助を行う。</p>	拡充	②	所管局室	全体	266.4	11.0	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分	(266.4)	(11.0)		
							②	所管局室	全体	266.4	11.0	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(266.4)	(11.0)		
11	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	公立保育所緊急受入枠拡大事業	<p>①事業実施趣旨 近年の保育需要(利用申請)の伸びが、保育施設の新設等による保育の供給量の確保を上回り、更なる待機児童の拡大が懸念されることから、面的に保育室の確保が可能な公立保育所について、必要な体制を整備することにより児童の受入れの拡大を図る。</p> <p>②対象 待機児童が多く発生している地域内の公立保育所の中で面的に保育室の確保が可能な施設(民間移管対象園を含む)(対象保育所:平成30年度 神崎、大西、塚口、園田の4所 平成31年度 全所)</p> <p>③求める成果 保育施設等(認定こども園への移行を含む)の新設、既存施設の増改築や民間移管に伴う改築による保育の供給量の確保の効果が得られるまでの間、保育施設等の利用が出来ない世帯に対し1人でも多くの受入れを図る。</p> <p>④要求内容 公立保育所については現在、利用児童数が定員を下回っている保育所があること、保育需要の高い地域にある保育所では定員の弾力運用が出来ていないことから、保育の質の維持や職員の負担増にも留意しながら保育士の増員によりその対応を図る。</p>	新規	②	所管局室	全体	23.0	23.0	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(23.0)	(23.0)		
							②	所管局室	全体	19.1	19.1	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(19.1)	(19.1)		
							②	所管局室	全体	2.6	1.3	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.6)	(1.3)		
12	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	備品及び施設改修費等補助事業	<p>①事業実施趣旨 保育の受け皿拡大を図るため、既存の保育所、保育所型認定こども園が、定員拡大を行う場合に要する備品、施設改修等に要する経費を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境の維持・向上を図る。</p> <p>②対象 保育所、保育所型認定こども園</p> <p>③求める成果 待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境の維持・向上を図る。</p> <p>④要求内容 平成31年度からの5人以上の定員拡大を対象とし、保育所、又は保育所型認定こども園が定員拡大をする場合に補助する。対象経費は、定員拡大に必要な、保育に資する備品・遊具等、什器、保育環境の維持・向上に必要な施設改修費等の経費とし、1施設あたり2,000千円を上限に補助する。</p>	新規	②	所管局室	全体	2.6	1.3	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.6)	(1.3)		
							②	所管局室	全体	2.6	1.3	採択	
								査定後	(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.6)	(1.3)		

《重点化・転換調整：子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)			調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源				
13	④	子ども青少年本部事務局	賃貸物件による保育所等整備支援事業	<p>①事業実施趣旨 賃借料の実績価格と賃借料加算の収入額が乖離している地域の保育所等について、その乖離分を補助し、安定的な運営に資する。</p> <p>②対象 平成31年4月以降に新設等により2・3号児童の定員を拡大した施設等</p> <p>③求める成果 保育の受け皿の確保等に必要措置を総合的に講ずることで、待機児童解消を図る。</p> <p>④要求内容 施設の建物借料が賃借料加算の額の1.5倍を超える施設等(国の事業:3倍を超える施設、県の事業:2・3号児童の定員を拡大し、1.5倍を超え3倍以下の施設)に対し、建物借料と賃借料加算の差額の一部の補助を行う。 ※施設の建物借料については、敷金、礼金、管理費、駐車場代、保育所等に供しない部分(法人本部等)の借料等を除いたものとする。</p>	新規	②	所管局室	全体	*	*	採択	
								(内)新規拡充部分	*	*		
					新規	②	査定後	全体	0.0	0.0	採択見送り	定員増ではなく受入の年齢層を変える内容であり、必要な財政負担を踏まえ、的確性・有効性の観点から採択を見送る。
								(内)新規拡充部分	0.0	0.0		
14	④	子ども青少年本部事務局	1歳児受入緊急促進事業	<p>①事業実施趣旨 年度当初の4月時点では1歳児の待機児童が最も多いことを踏まえ、4月から新たに利用を開始する1歳児を受け入れる私立の保育施設等に対して補助を行うことで、1歳児の受入を促進し待機児童の解消を図る。</p> <p>②対象 年度当初(4月1日利用開始)において、新たに利用を開始する1歳児を受け入れる私立の保育施設等</p> <p>③求める成果 1歳児の受入を促進し待機児童の解消を図るとともに、1歳児以降では入所が難しいと不安に感じ、育児休業を早期に切り上げている保護者の0歳児での利用ニーズを抑制することで、保護者のライフプランに合った育児休業の取得につなげる。</p> <p>④要求内容 年度当初(4月1日利用開始)において、新たに利用を開始する1歳児を受け入れる保育施設等に対して、対象児童1人あたり月額20,000円を当該年度12か月分の補助を行う。 当該事業は待機児童解消のための緊急対策事業と位置付け、3年間の時限を設けて実施するものとする。</p>	新規	②	所管局室	全体	80.4	80.4	採択見送り	定員増ではなく受入の年齢層を変える内容であり、必要な財政負担を踏まえ、的確性・有効性の観点から採択を見送る。
								(内)新規拡充部分	(80.4)	(80.4)		
					新規	②	査定後	全体	0.0	0.0	一部採択	2年目の30万円については、保育士の定着により効果的な手法を検討することとし、採用時のインセンティブとして1年目の10万円及び合同就職フェアのみ採択。
								(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
15	④	子ども青少年本部事務局	新卒保育士確保事業	<p>①事業実施趣旨 保育需要の増加傾向が続く中で、各自治体においては保育施設の整備を進めているが、子どもたちの保育を担う保育士が不足している。保育士の処遇改善等を行うことで、保育士の確保と離職防止を図り、保育の質の維持・向上と保育の量の確保を進める。</p> <p>②対象 法人保育施設等に勤務する新卒保育士</p> <p>③求める成果 保育士の処遇改善等を行うことで、保育士の確保と離職防止を図り、保育の質の維持・向上と保育の量の確保を進める。</p> <p>④要求内容 (1)保育士の確保、定着を図るとともに早期離職を防止するため、新卒保育士が市内の法人保育施設等で保育士として就職した場合、一時金として、1年目に10万円、2年目に30万円、合計40万円を支給する。 法人から保育士に支給し、市はその全額を助成する。 (2)保育士の円滑な人材確保を目的として、市主催による市内保育所(法人・公立)の合同就職フェアを開催する。 本市の保育の現状や各施設紹介、保育実技体験、現役若手保育士との交流等、法人・公立協働の実行委員会形式により具体的な内容を決定する。</p>	新規	②	所管局室	全体	16.2	16.2	一部採択	2年目の30万円については、保育士の定着により効果的な手法を検討することとし、採用時のインセンティブとして1年目の10万円及び合同就職フェアのみ採択。
								(内)新規拡充部分	(16.2)	(16.2)		
					新規	②	査定後	全体	16.2	16.2	一部採択	2年目の30万円については、保育士の定着により効果的な手法を検討することとし、採用時のインセンティブとして1年目の10万円及び合同就職フェアのみ採択。
								(内)新規拡充部分	(16.2)	(16.2)		
					新規	②	査定後	全体	16.2	16.2	一部採択	2年目の30万円については、保育士の定着により効果的な手法を検討することとし、採用時のインセンティブとして1年目の10万円及び合同就職フェアのみ採択。
								(内)新規拡充部分	(16.2)	(16.2)		

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等			
							所管局室	うち一般財源					
16	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	保育士宿舎借上げ支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 保育士の宿舎を借り上げるための費用の一部を支援することによって、保育士の確保、定着及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。</p> <p>②対象 市内の法人保育施設等に勤務する常勤保育士で、平成29年度以降に採用された者</p> <p>③求める成果 保育士の確保、定着及び離職防止を図り、保育の質の維持・向上、保育の量の確保を進める。</p> <p>2 要求内容(拡充) 現行の事業内容では、補助期間が長い近隣市に保育士が就職・転職する可能性がある等、事業の効果が十分に発揮されていないため、国の制度に合わせた事業内容に拡充する。 平成29年度の補助対象者から遡って適用する。 (1)補助期間を現行の「採用後3年以内」から、「採用後5年以内」に拡充する。 (2)平成29年度時点で「採用された日から起算して5年以内の者」も補助対象とする。</p>	拡充	②	要求額	全体	12.5	4.1	一部採択	事業効果を十分に発揮する観点から、補助期間「採用後3年以内」から「採用後5年以内」への拡充のみ採択。
									(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
								査定後	全体	12.5	4.1		
									(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
	※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)										
17	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	児童ホーム整備事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 保護者が労働等により昼間不在で、家庭において保護を受けることができない児童(留守家庭児童)を保護育成する施設としての児童ホームに、入所希望児童が全員入所できるよう、定員拡大を図ることは喫緊の課題であり、子ども・子育て支援事業計画に基づき整備を行い待機児童の解消を図る。</p> <p>②対象 市内在住の小学校1年生から6年生までの留守家庭児童(平成26年度までは、3年生まで)</p> <p>③求める成果 児童ホームの待機児童の解消。 基準に達している留守家庭児童は全て入所できるよう体制を整備する。 留守家庭児童の安全と、就労する保護者の安心を確保する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 平成29年度までの待機児童の状況及び、平成30年度以降の待機児童数の推計を行う中で、子ども・子育て支援事業計画に基づき、喫緊に定員増が必要な児童ホーム(園田北児童ホーム、武庫庄児童ホーム、明城児童ホーム)の整備に取り組む。</p>	拡充	②	要求額	全体	119.5	13.5	一部採択	武庫庄児童ホームについては、今後の待機児童の状況を見極めた上で、改めて調整することとし、平成30年度向けには、園田北児童ホーム、明城児童ホームの整備に取り組む。
									(内)新規拡充部分	(114.8)	(9.5)		
								査定後	全体	63.1	9.1		
									(内)新規拡充部分	(58.4)	(5.1)		
	※下段は人件費を含む	(58.4)	(5.1)										

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)			調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源				
18	④子ども・子育て支援	こども青少年本部事務局	放課後児童健全育成事業所運営費補助金	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 放課後児童健全育成事業(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している留守家庭児童に対し遊び及び生活の場を与える事業)を実施する民間事業者に運営費の補助金を交付する。</p> <p>②対象 児童福祉法に基づく届出を行い、条例で定める基準を満たした放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者及び留守家庭児童</p> <p>③求める成果 補助金を導入し、放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者の参入を促すことで、本事業の量的拡大を図り、児童ホームの待機児童の解消や、留守家庭児童の安全、保護者の安心の確保を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 現行の補助金に加え、国及び兵庫県の待機児童対策に係る補助制度を活用して、同基準の補助金を交付する。</p> <p>(1)放課後児童クラブ運営支援事業<賃借料補助> 対象経費:学校敷地外の民家・アパート等を活用して事業を実施する場合に必要な賃借料</p> <p>(2)放課後児童クラブ送迎支援事業 対象経費:児童の安全・安心を確保するため、学校から学校敷地外の民間事業所までの移動時等に車両等による送迎を行うために必要な経費</p>	拡充	②	所管局室	全体	164.7	54.9	一部採択	民間事業者の児童ホームの運営状況等を勘案し、補助金額を調整の上、採択。
								(内)新規拡充部分	(34.9)	(11.6)		
							査定後	全体	144.9	48.3		
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(15.1)	(5.0)		
19	④子ども・子育て支援	こども青少年本部事務局	児童育成環境整備事業(こどもクラブのあり方検討モデル事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 小学校の放課後、土曜日、長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所の確保を図り、児童の自主性、社会性等を育む。</p> <p>②対象 市内在住の小学校1年生から6年生までの全児童</p> <p>③求める成果 こどもクラブが放課後の子どもの居場所の一つとして位置付けられ、子どもが安心して活動できる場となるようにする。</p> <p>また、異年齢児の交流により、児童の自主性、社会性、創造性を育む。</p> <p>2 要求内容(拡充) 今日的な社会環境の変化などに伴い、放課後児童対策の充実が求められている。こうした状況を踏まえて、より利用者ニーズに即した事業展開を行うことで、こどもクラブ事業の充実を図るため、こどもクラブ事業のあり方を検討する。</p> <p>こどもクラブ事業のあり方の検討にあたっては、モデル事業を実施する施設を数カ所選定し、夏季休業期間中にこれまで閉室時間であった正午から午後1時の時間帯について試行的に開所し、昼食等の対応を行う。</p> <p>本モデル事業を一定期間実施することで、ニーズの把握や、運営面の課題の検証等を行い、今後のこどもクラブ事業のあり方や方向性の検討を行う。</p>	拡充	②	所管局室	全体	17.9	14.5	採択	
								(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
							査定後	全体	17.9	14.5		
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)		

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等			
								うち一般財源					
20	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	子どもの育ちに係る支援センター機能検討事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 子どもの成長段階に応じて切れ目なく継続的かつ総合的に、子どもの育ちの支援を目的にした、子どもの育ちに係る支援センターの平成31年度の設置に向け、現在、各部署や機関が行っている支援における課題の抽出、加えて、今後、より一層の連携を図るために有効な機能や仕組みについて、検討を行う。</p> <p>②対象 おおむね18歳までの子どもとその保護者</p> <p>③求める成果 子どもの福祉の向上と、健全育成及び社会的な自立を目指す。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>(1)ネットワーク構築事業 関係機関や地域とのスムーズな連携ができるようネットワークを構築するため、各保育施設・幼稚園・学校(小中高)等を訪問し、各施設とのハブ機能の強化を目指す。</p> <p>(2)発達障害・不登校支援プレ事業 新センターの開設に向け、現在保健所・保健センターや教育委員会で実施している発達障害やその疑いのある子どもの早期発見・早期支援の取組に加え、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく支援するため、発達障害の専門的な相談業務を行う。 また、教育委員会で実施している不登校児童生徒に関する取組に加え、相談・支援事業を実施する。</p> <p>(3)研修事業等 センターの周知や職員の資質・能力向上のための研修を実施するほか、テーマに応じて、専門家や関係者による意見交換会等を開催する。</p>	拡充	⑫	所管局室	全体	43.2	25.7	採択	
									(内)新規拡充部分	(4.3)	(1.4)		
							⑫	査定後	全体	42.4	25.1		
									(内)新規拡充部分	(3.5)	(0.8)		
									※下段は人件費を含む	(23.1)	(20.4)		
21	④	子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	課題を抱える青少年支援事業	<p>①事業実施趣旨 中学校卒業後に進学も就職もしていない者や高等学校中途退学者、ひきこもりの青少年等、課題を抱えた青少年などに対し、必要な支援を行うことで、社会性を身につけ、自己肯定感を育み、自立を促す。</p> <p>②対象 ひきこもりなど課題を抱えた青少年</p> <p>③求める成果 相談業務等を通じ、個別の状況に配慮しながらひきこもり等課題を抱えた青少年への支援を行い、段階的な状況の改善、社会参加及び経済的な自立を目指す。</p> <p>④要求内容 平成31年度から予定している、青少年センターの指定管理者制度の委託の中で次の事業を実施する。</p> <p>(1)相談支援業務 ひきこもり当事者及び家族からの相談に応じるほか、必要に応じて、本人の同意を得たうえでアウトリーチの手法を使った相談支援の実施など</p> <p>(2)ひきこもり当事者の会の実施 ひきこもりから就労までの中間の居場所として、当事者が他の当事者ととともに活動したり話をしたりする場の提供</p> <p>(3)家族交流会 ひきこもりという同じ悩みや不安を抱える親(家族)の交流の場の提供など</p>	新規	⑫	所管局室	全体	0.0	0.0	継続検討	青少年センターへの指定管理者制度の導入を見据える中で、より効果的な手法を引き続き検討する。
									(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
								査定後	全体	0.0	0.0		
									(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)		
									※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)		

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
22	④子ども・子育て支援	こども青少年本部事務局	利用者支援事業	<p>①事業実施趣旨 少子化、核家族化の進行、地域での人とのふれあいの希薄化などの影響で、家庭で子育てをする保護者が孤立する傾向にあり、保護者の子育てに関する悩みや負担感を軽減する。</p> <p>②対象 子育て中の親子</p> <p>③求める成果 子ども及びその保護者等がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことで、子育ての悩みや負担感の軽減が図られ、子育てしやすい環境を創出し、親としての本来の子育て力が発揮できるとともに子どもの健やかな成長につなげる。</p> <p>④要求内容 子どもや子育ての悩み・困りごとなどの身近な相談から、更には困難を抱える子どもの相談にも、関係機関との連携を図るとともに、必要に応じてより専門的な支援機関につなぐなど、利用者のニーズに沿った適切な支援を行うことのできる、利用者支援専門員を配置した、利用者支援(基本型)相談窓口を本庁舎内に設置する。</p>	新規(枠)		所管局室	全体	0.2	0.2	採択
								(内)新規拡充部分	(0.2)	(0.2)	
							査定後	全体	0.0	0.0	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)	
23	④子ども・子育て支援	健康福祉局	母子健康包括支援センター事業(子育て世代包括支援センター母子保健型)	<p>①事業実施趣旨 妊娠、出産、育児に関する様々な悩みやニーズを把握し、情報提供や個別支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、自信をもった子育てができるよう支援していく。</p> <p>②対象 市内に在住する妊産婦等</p> <p>③求める成果 妊娠期、出産前後、子育て期にわたる包括的な切れ目ない支援を通じて、不安の軽減と子育ての孤立化を防ぎ虐待を予防するとともに、子育て中の家族が安心して暮らすことができ、子どもが健全に育つ地域を創出する。</p> <p>④要求内容 母子健康包括支援センターを設置し、既存の事業に加えて妊産婦への電話訪問を実施することにより、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握する。また、個別の支援を要するケースに対する支援プランの策定や、切れ目ない支援体制を構築するため関係機関とのネットワークの構築を図る。</p>	新規(枠)		所管局室	全体	*	*	一部採択
								(内)新規拡充部分	*	*	
							査定後	全体	0.0	0.0	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)	
小計							査定後	人件費を含む	(1,357.1)	(215.7)	

《重点化・転換調整:子どもの育ちへの支援》【施策④ 子ども・子育て支援】

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30効果額	
24	④子ども・子育て支援	子ども青少年本部事務局	青少年センターにおける指定管理者制度の導入	<p>1 現行の事業内容 青少年の居場所づくりを始めとする青少年健全育成事業(青少年交流事業、青少年による企画事業、科学講座等)を実施するほか、施設の管理運営を行う。</p> <p>2 改善内容 平成31年度に青少年センターが「あまがさき・ひと咲きプラザ」へ移転することに合わせて指定管理者制度を導入する。移転先施設では、中高生以上の青少年を主な対象に据えるなか、青少年の居場所としての機能及びユースワーク機能を重視し、拠点施設として当該施設だけでなく、地域の公共施設も活用した事業を実施する。</p> <p>3 改善理由 平成31年度以降、指定管理者制度を導入することで、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化する青少年ニーズへの対応とサービスの質の向上を図る。合わせて、施設の効果的・効率的な管理運営を行う。</p>	改善	-	-	

《重点化:シティプロモーション》【施策⑩ 健康支援】【施策⑫ 生活安全】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)			調整結果	論点等															
							全体	うち一般財源																		
25	⑩健康支援	健康福祉局	たばこ対策推進事業	<p>1 現行の事業内容 ①事業実施趣旨 喫煙による数多くの健康影響や喫煙者以外の者への受動喫煙による健康被害、路上喫煙や歩行喫煙での火傷の被害や吸殻のポイ捨てなどといったたばこに関する課題に対し、総合的な取組を進め、解決を図る。 ②対象 市民及び事業者等 ③求める成果 たばこ対策の取組を推進することで、市民が健康で安全かつ安心して生活を営むことができる快適な環境を実現する。</p> <p>2 要求内容(拡充) ・喫煙所の増設(阪神尼崎駅、JR塚口駅) ・「(仮称)尼崎市たばこ対策推進条例」策定後の条例周知(フォーラムの実施、周知啓発のための横断幕の設置等) ・禁煙治療に対する一部公費助成 ・たばこ対策に関する施策展開を議論するため、関係団体で構成された(仮称)たばこ対策推進協議会の設置</p>	拡充	③	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">所管局室</td> <td>全体</td> <td>17.2</td> <td>17.2</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(16.1)</td> <td>(16.1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">査定後</td> <td>全体</td> <td>11.7</td> <td>11.7</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(8.6)</td> <td>(8.6)</td> </tr> <tr> <td>※下段は人件費を含む</td> <td>(16.6)</td> <td>(16.6)</td> </tr> </table>	所管局室	全体	17.2	17.2	(内)新規拡充部分	(16.1)	(16.1)	査定後	全体	11.7	11.7	(内)新規拡充部分	(8.6)	(8.6)	※下段は人件費を含む	(16.6)	(16.6)	一部採択	禁煙治療の取組については、より効果的な手法について引き続き検討することとし、喫煙所の増設や条例の周知などにより、たばこ対策の取組の推進を図る。
所管局室	全体	17.2	17.2																							
	(内)新規拡充部分	(16.1)	(16.1)																							
査定後	全体	11.7	11.7																							
	(内)新規拡充部分	(8.6)	(8.6)																							
	※下段は人件費を含む	(16.6)	(16.6)																							

《重点化:シティプロモーション》【施策⑩ 健康支援】【施策⑫ 生活安全】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
26	⑫	危機管理安全局	交通安全推進事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 幼児、児童や高齢者向けの交通安全教室等を開催し、交通ルールの習得や交通マナーの向上を図るとともに、交通安全運動を通じ、交通安全意識の向上と事故防止を図る。</p> <p>②対象 市民等</p> <p>③求める成果 交通事故のない尼崎の実現</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>・自転車関連事故マップについて、最新の事故情報を反映しやすい仕組みを構築するとともに、当マップを活用して次の事業を実施していく。</p> <p>①条例に基づく市職員による交通安全指導について、当マップを分析し、指導箇所の選定等を行う。</p> <p>②5校程度のモデル校(小学校)を選定し、自転車の交通マナーについて、児童自らが考える機会を設け、集約・分析した意見を全校生徒や保護者等へ周知するとともに、今後の交通安全の取組に役立てる。</p> <p>③事故多発箇所を中心に、「自転車とまれ」マーク(法定外表示の1形態)を実験的に設置し、効果測定を行う。</p> <p>・地下道等の市民が危険を感じる箇所について、実態把握、原因分析及び改善策についての調査を行う。</p> <p>・民間企業が自転車のマナー向上策として進めようとしている自転車事故防止アプリの実証実験への協力も検討する。</p>	拡充	③	所管局室	全体	9.0	9.0	採択
							(内)新規拡充部分	(6.7)	(6.7)		
					拡充	③	査定後	全体	8.5	8.5	採択
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(6.2)	(6.2)	(14.1)	
27	⑫	危機管理安全局	街頭犯罪防止事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 可動式防犯カメラの運用や地域団体への防犯カメラ設置補助、自主防犯パトロール等を行うことにより、安全で安心な地域社会の実現を図るとともに、街頭犯罪認知件数の約半数を占める自転車盗難対策にも取り組み、街頭犯罪の更なる減少につなげる。</p> <p>②対象 市民等</p> <p>③求める成果 街頭犯罪の更なる減少</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>自転車盗難被害が多く発生する駅周辺部への横断幕の設置や、「警報機付きロックを装備したダミー自転車」を活用した盗難防止策などの実施により、市内の自転車マナーの向上及び全市民的な自転車盗難被害の抑止を図る。</p>	拡充	③	所管局室	全体	9.4	9.4	採択
							(内)新規拡充部分	(0.5)	(0.5)		
					拡充	③	査定後	全体	9.2	9.2	採択
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.3)	(0.3)	(0.3)	
28	⑫	危機管理安全局	自転車のまちづくり推進事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市民一人ひとりが、生活の中で安全に、安心して、快適に自転車を利用できるまちづくりを推進する。</p> <p>②対象 自転車利用者、自転車関連事業者・団体等</p> <p>③求める成果 交通事故や盗難等の自転車に関する課題の解決を図るとともに、交通利便性のみならず様々な自転車の魅力を高めていく。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>①自転車事故防止、②迷惑駐輪対策、③自転車盗難防止、④環境負荷の低減、⑤健康増進などの分野で、本市の尼崎市自転車のまちづくり推進条例に基づく役割を十分に理解し、自転車のまちづくりをサポートする団体や個人を認証し、その取組を広く周知する。</p> <p>・認証状の授与や認証ステッカーの配布</p> <p>・ホームページ等による団体や個人の取組の紹介</p>	拡充	③	所管局室	全体	5.6	5.6	採択
							(内)新規拡充部分	*	*		
					拡充	③	査定後	全体	5.6	5.6	採択
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	*	*	*	
小計							査定後	人件費を含む	(31.1)	(31.1)	

《重点化：観光地域づくり》【施策① 地域コミュニティ】【施策⑭ 魅力創造・発信】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等																			
							所管局室	うち一般財源																					
29	①地域コミュニティ	市民協働局	特色ある地域活動推進事業(城下町(中央地区)地域愛醸成事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 地域固有の資源や特性を活かしたまちづくりに取り組む。</p> <p>②対象 市民</p> <p>③求める成果 地域に愛着を持ち、人々が憩い、楽しみ、学ぶことができる地域にするため、地域特性を活かしたまちづくりを目指す。</p> <p>2 要求内容(拡充) 自分たちの住む『中央地区』に、歴史的なモニュメントである尼崎城が再建されることを機に、地域愛を醸成するため、中央地区の歴史に関する講座・イベント等の実施・情報発信(広報紙の発行)、尼崎城グッズ作成を行う。</p>	拡充(枠)	④	<table border="1"> <tr> <td>所管局室</td> <td>全体</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(0.4)</td> <td>(0.4)</td> </tr> <tr> <td>査定後</td> <td>全体</td> <td>1.9</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(0.4)</td> <td>(0.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※下段は人件費を含む</td> <td>(0.4)</td> <td>(0.4)</td> </tr> </table>	所管局室	全体	1.9	1.9		(内)新規拡充部分	(0.4)	(0.4)	査定後	全体	1.9	1.9		(内)新規拡充部分	(0.4)	(0.4)		※下段は人件費を含む	(0.4)	(0.4)	採択	
所管局室	全体	1.9	1.9																										
	(内)新規拡充部分	(0.4)	(0.4)																										
査定後	全体	1.9	1.9																										
	(内)新規拡充部分	(0.4)	(0.4)																										
	※下段は人件費を含む	(0.4)	(0.4)																										
30	⑭魅力・創造発信	ひと咲きまち咲き担当局	尼崎版DMO設立事業	<p>①事業実施趣旨 「尼崎版観光地域づくり推進指針」に基づき、地域一体となって観光地域づくりを進めていくための舵取り役となる尼崎版DMOを設立する。</p> <p>②対象 尼崎版DMO</p> <p>③求める成果 観光地域づくりの取組により「地域の稼ぐ力の向上」「まちの魅力と価値の向上」「シビックプライドの醸成」を図る。</p> <p>④要求内容 尼崎版DMOを設立するにあたり、当該団体の基金を拠出する。</p>	新規	④	<table border="1"> <tr> <td>所管局室</td> <td>全体</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(10.0)</td> <td>(10.0)</td> </tr> <tr> <td>査定後</td> <td>全体</td> <td>10.0</td> <td>10.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(10.0)</td> <td>(10.0)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※下段は人件費を含む</td> <td>(10.0)</td> <td>(10.0)</td> </tr> </table>	所管局室	全体	10.0	10.0		(内)新規拡充部分	(10.0)	(10.0)	査定後	全体	10.0	10.0		(内)新規拡充部分	(10.0)	(10.0)		※下段は人件費を含む	(10.0)	(10.0)	採択	
所管局室	全体	10.0	10.0																										
	(内)新規拡充部分	(10.0)	(10.0)																										
査定後	全体	10.0	10.0																										
	(内)新規拡充部分	(10.0)	(10.0)																										
	※下段は人件費を含む	(10.0)	(10.0)																										
31	⑭魅力・創造発信	ひと咲きまち咲き担当局	尼崎版観光地域づくり推進事業	<p>①事業実施趣旨 「尼崎版観光地域づくり推進指針」に基づき、尼崎版DMOを設立するとともに、地域の関係者と一体となった観光地域づくりの取組を進めていく。</p> <p>②対象 市民、事業者等、地域資源</p> <p>③求める成果 観光地域づくりの取組により「地域の稼ぐ力の向上」「まちの魅力と価値の向上」「シビックプライドの醸成」を図る。</p> <p>④要求内容 ・データの収集/分析、観光戦略の策定 ・関係者によるプラットフォームの設置/運営 ・HPやSNS、パンフレット等を活用した情報発信 ・重点取組地域への賑わいの創出等 ・体験型ツアーや土産物等の開発支援</p>	新規	④	<table border="1"> <tr> <td>所管局室</td> <td>全体</td> <td>59.9</td> <td>59.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(59.9)</td> <td>(59.9)</td> </tr> <tr> <td>査定後</td> <td>全体</td> <td>49.9</td> <td>49.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(49.9)</td> <td>(49.9)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※下段は人件費を含む</td> <td>(81.8)</td> <td>(81.8)</td> </tr> </table>	所管局室	全体	59.9	59.9		(内)新規拡充部分	(59.9)	(59.9)	査定後	全体	49.9	49.9		(内)新規拡充部分	(49.9)	(49.9)		※下段は人件費を含む	(81.8)	(81.8)	採択	
所管局室	全体	59.9	59.9																										
	(内)新規拡充部分	(59.9)	(59.9)																										
査定後	全体	49.9	49.9																										
	(内)新規拡充部分	(49.9)	(49.9)																										
	※下段は人件費を含む	(81.8)	(81.8)																										
32	⑭魅力・創造発信	ひと咲きまち咲き担当局・総務局・教育委員会事務局	城内まちづくり推進事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 歴史文化ゾーンである城内地区において、再建される尼崎城のPRやイベント等を実施することで機運醸成を図る。</p> <p>②対象 市民、尼崎城来訪者</p> <p>③求める成果 尼崎城プロジェクトのPRや各種イベント等に参加することで、市民はもとより来訪者にも魅力あふれるまち・尼崎のイメージを力強く定着させ、シビックプライドの醸成、地域の活性化を目指す。</p> <p>2 要求内容(拡充) ・尼崎城一枚瓦寄附(記念会の実施等) ・尼崎城一口城主寄附(返礼品の整備) ・尼崎城PR及びビグランドオープン式典の実施 ・尼崎城運営施設の整備 ・城郭画家・萩原一青氏の寄託作品の整備・保存 ・中央図書館に尼崎城に関する図書コーナーを設置</p>	拡充	④	<table border="1"> <tr> <td>所管局室</td> <td>全体</td> <td>305.9</td> <td>305.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(103.4)</td> <td>(103.4)</td> </tr> <tr> <td>査定後</td> <td>全体</td> <td>282.9</td> <td>282.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(80.4)</td> <td>(80.4)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※下段は人件費を含む</td> <td>(80.4)</td> <td>(80.4)</td> </tr> </table>	所管局室	全体	305.9	305.9		(内)新規拡充部分	(103.4)	(103.4)	査定後	全体	282.9	282.9		(内)新規拡充部分	(80.4)	(80.4)		※下段は人件費を含む	(80.4)	(80.4)	採択	
所管局室	全体	305.9	305.9																										
	(内)新規拡充部分	(103.4)	(103.4)																										
査定後	全体	282.9	282.9																										
	(内)新規拡充部分	(80.4)	(80.4)																										
	※下段は人件費を含む	(80.4)	(80.4)																										
小計							査定後	人件費を含む	(172.6)	(172.6)																			

《転換調整:自治のまちづくり》【施策① 地域コミュニティ】【施策② 生涯学習】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							所管局室	うち一般財源			
33	①	地域コミュニティ	地域振興体制の再構築関係事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 尼崎市自治のまちづくり条例の理念を具体化していくため、行政の地域への向き合い方を大きく変えることで、官民それぞれの持つ力がより発揮される基盤を築いていく。</p> <p>②対象 市民、事業者、行政など本市に関わる全ての主体</p> <p>③求める成果 地域において、多様な主体が、お互いの強みを活かしながら、課題解決や魅力向上に取り組んでいるとともに、行政は市民とともに考え、行動する中、地域発意による取組を支援できていること。</p> <p>2 要求内容(拡充) 地域振興体制の再構築に向けて次の3つに取り組み、地域における参画の機会を増やし、顔の見える関係を築いていくための「学びと交流の場」づくりなどを進める。 ・地域発意の取組が広がる環境づくり 地域において多様な主体の参画を得ながら合意形成を図っていくための取組 ・地域を支える新たな体制づくり 武庫地区を先行実施地区とした、公民館と地域振興センターの連携による取組 ・地域とともにある職員づくり 地域に配属される職員をはじめ、職員として今後、必要な能力を形成するための研修等の企画・実施</p>	拡充	①	所管局室	全体	2.0	2.0	採択
							(内)新規拡充部分		(1.6)	(1.6)	
							査定後	全体	2.0	2.0	
							(内)新規拡充部分		(1.6)	(1.6)	
							※下段は人件費を含む	(33.4)	(33.4)		
34	②	生涯学習	学社連携推進事業(地域と学校の連携・協働活動事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 地域で学校を支援する仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。</p> <p>②対象 地域学校協働本部が設置された小学校の子どもと教職員、保護者及び地域住民。</p> <p>③求める成果 より多くの小学校で地域と学校の連携・協働活動事業が実施されること。</p> <p>2 要求内容(拡充) ・平成29年4月の法改正により、地域学校協働本部の設置が努力義務となっていることを踏まえ、平成32年度中の全小学校での設置を目指し、平成30年度は職員を1名増員して地域と学校間を調整するコーディネーターの配置を20校に拡大するとともに、地域振興体制の再構築の取組とも連動して事業を進める。</p>	拡充	①	所管局室	全体	(5.9)	(4.0)	採択
							(内)新規拡充部分		(3.1)	(2.1)	
							査定後	全体	(5.9)	(4.0)	
							(内)新規拡充部分		(3.1)	(2.1)	
							※下段は人件費を含む	(11.1)	(10.0)		

《転換調整:自治のまちづくり》【施策① 地域コミュニティ】【施策② 生涯学習】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等
								うち 一般財源		
35	①地域コミュニティ	ひと咲きまち咲き担当局	みんなの尼崎大学事業	<p>1 現行の事業趣旨</p> <p>①事業実施趣旨 市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通じて地域を支える人材が育まれる環境をつくるため、みんなの尼崎大学がプラットフォームとなり、学びを提供する各種団体間の連携を図るほか、まちの人が教え学び合う「みんなのサマーセミナー」を市民との協働により開催する等の取組を進める。また、インターネットを活用して、市内の学びの情報やその魅力を発信するなど、市民への周知及び参加・参画の機会の充実を図る。</p> <p>②対象 市民、事業者、職員</p> <p>③求める成果 学びをきっかけに身近な地域や社会に関心を持つとともに、課題や魅力を知り、その解決やさらなる向上に取り組もうとする市民が増え、市民と学ぶ職員が増えている。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> みんなの尼崎大学支援業務(紀要の作成) より多くの人に事業の趣旨・目的を知ってもらうため、みんなの尼崎大学の目指す活動や人を紹介する冊子を作成する。 ファシリテーション研修の実施 職員が地域で活動する団体、市民と対話するために必要なスキルであるファシリテートを学ぶ研修を開催する。 	拡充(枠)	所 管 局 室 要 求 額	全体	6.9	6.8	採 択
							(内)新規拡充部分	(0.2)	(0.2)	
						査 定 後	全体	6.9	6.8	
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.2)	(0.2)	

小計	査定後	人件費を含む	(44.7)	(43.6)
----	-----	--------	--------	--------

【施策① 地域コミュニティ】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
								うち 一般財源			
36	①地域コミュニティ	市民協働局	あまがさき市民まつり事業補助金	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 「尼崎市民まつり」を、行政・市民・事業者等から構成される「尼崎市民まつり協議会」で企画・運営実施する。</p> <p>②対象 市民・事業者及び近隣他都市住民</p> <p>③求める成果 市内で活動する団体等が連携して市民まつりの企画・実施に取り組むことで、互いにコミュニケーションを深め、特定の地域や団体にとらわれない市民活動を促進する。また、市民まつりを通じ、市民力の向上やまちへの愛着を高める。</p> <p>2 要求内容(拡充) 尼崎市民まつりの企画内容の充実等、より魅力的なまつりの開催を支援するため、事務局を協議会と市が協働で担うなど、実施体制の改善を図るとともに、補助金を増額する。</p>	拡充(枠)		所管局室	全体	2.5	2.5	採択
								(内)新規拡充部分	(2.5)	(2.5)	
							査定後	全体	2.5	2.5	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.5)	(2.5)	
小計							査定後	人件費を含む	(4.5)	(4.5)	

【施策⑥ 地域福祉】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
								うち 一般財源			
37	⑥地域福祉	健康福祉局	社会福祉関係団体補助金(地域福祉権利擁護事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 尼崎市社会福祉協議会等、社会福祉関係団体の円滑な運営の確保を図る。</p> <p>②対象 尼崎市社会福祉協議会</p> <p>③求める成果 尼崎市社会福祉協議会がボランティア活動等を推進することにより市民福祉の増進と、明るい地域社会の形成に寄与する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 判断能力に不安のある高齢者、障害者等が、地域において、自立し安心して生活が送れるよう、尼崎市社会福祉協議会に対し、福祉サービス利用援助事業の人員体制整備にかかる経費の一部を補助する。</p>	拡充		所管局室	全体	68.3	56.9	採択
								(内)新規拡充部分	(4.7)	(0.0)	
							査定後	全体	68.3	56.8	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(4.7)	(0.0)	
38	⑥地域福祉	健康福祉局	支え合いの人づくり支援事業	<p>①事業実施趣旨 新たな地域福祉活動の担い手を育むことを目的として、市が市民活動団体と協働して市民の福祉に対する関心、意識を高めるための福祉学習の推進に取り組むほか、高校生、大学生が学びを通して、尼崎市において福祉に関する地域課題の解決に向けて市民活動団体と協働する取組を支援する。</p> <p>②対象 市民</p> <p>③求める成果 市民が地域の様々な課題の解決に向けて自ら取組もうとする意識を醸成することで、新たな地域福祉活動の担い手が生まれ、地域福祉活動の充実を図ることを目指す。</p> <p>④要求内容 ・みんなの尼崎大学支えあい分野(福祉学部)に登録し、市の各課が市民活動団体と共催して福祉に関する講座等を行う場合に、その費用の一部を支出する。 ・高校生、大学生が、福祉に関する地域課題の解決に向けて取り組む①福祉学習に係る経費及び②市民活動団体と協働して地域貢献活動を行う際に必要となる経費の一部を補助する。</p>	新規		所管局室	全体	4.8	0.0	採択
								(内)新規拡充部分	(4.8)	(0.0)	
							査定後	全体	4.8	0.0	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(4.8)	(0.0)	
小計							査定後	人件費を含む	(9.5)	(0.0)	

【施策⑦ 高齢者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等		
								うち一般財源				
39	⑦ 高齢者支援	健康福祉局	地域包括支援センター運営事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、地域包括支援センターを市内12箇所設置し、総合相談や権利擁護等、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行う。</p> <p>②対象 市内在住の65歳以上高齢者及びその家族</p> <p>③求める成果 高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続していくことができる。</p> <p>2 要求内容(拡充) 地域包括支援センターが主催する地域ケア個別会議において、多職種により個別課題の解決を検討する「課題解決型」に加え、高齢者のQOL向上を図るため、より自立支援に資するケアマネジメントの質の向上を目指す「自立支援型(仮称:気づき支援型)」のケア会議を開催すべく、理学療法士等の参画を進める。</p>	拡充(枠)		所管局室	全体	379.5	73.9	採択	
								(内)新規拡充部分	(2.4)	(0.4)		
							査定後	全体	379.4	73.9		
								(内)新規拡充部分	(2.4)	(0.4)		
	※下段は人件費を含む	(2.4)	(0.4)									

小計	査定後	人件費を含む	(2.4)	(0.4)
----	-----	--------	-------	-------

【施策⑧ 障害者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等		
								うち一般財源				
40	⑧ 障害者支援	健康福祉局	グループホーム等新規開設サポート事業	<p>①事業実施趣旨 親元からの自立や入院・入所からの地域生活への移行など、障害者が地域で暮らしていくための基盤となるグループホーム等の整備を促進する。</p> <p>②対象 市内にグループホーム等を開設する法人</p> <p>③求める成果 グループホーム等の市内整備が進むことにより、障害者が本人の状況や希望に応じて、身近な地域で暮らしていけるようになる。</p> <p>④要求内容 市内にグループホーム等を開設する法人に対し、開設時に必要な初度備品や住居の借り上げ等に要する初期経費、消防設備(自動火災報知設備等)の設置経費の一部を補助することにより、新規の開設を促進する。</p>	新規		所管局室	全体	7.3	7.3	採択	
								(内)新規拡充部分	(7.3)	(7.3)		
							査定後	全体	2.7	2.7		
								(内)新規拡充部分	(2.7)	(2.7)		
	※下段は人件費を含む	(2.7)	(2.7)									

41	⑧ 障害者支援	健康福祉局	障害者就労支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市内に居住する障害者に対して、就労に関する相談支援等を行うことで、就労の促進と定着を図る。</p> <p>②対象 就労を希望する本市在住の障害者等</p> <p>③求める成果 障害者が自らにあった業務を得て就労し、その就労を継続する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 就労相談や雇用先の開拓、企業との橋渡しなど障害者の就労支援を行う「尼崎市就労・生活支援センターみのり」の体制を強化し、市役所内で就労実習の体験など一般就労に向けた支援を行う「障害者就労チャレンジ事業」を拡充(雇用人数等の拡大、支援内容の充実等)するほか、障害者就労支援施設等の受注機会の増大を図るため、共同受注窓口(機能)の設置や販売機会の創出など販路開拓に向けた支援を行う。</p>	拡充		所管局室	全体	32.4	32.3	採択	
								(内)新規拡充部分	(4.9)	(4.9)		
							査定後	全体	32.4	32.3		
								(内)新規拡充部分	(4.9)	(4.9)		
	※下段は人件費を含む	(7.2)	(7.2)									

【施策⑧ 障害者支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等		
							所管局室	うち一般財源				
42	⑧ 障害者支援	健康福祉局	意思疎通支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 聴覚障害者等が、社会生活上外出が必要で適当な付添いが得られない場合に、手話通訳者等を派遣することにより、円滑な意思疎通を図り聴覚障害者等の福祉の増進を図る。また、その従事者を養成する。</p> <p>②対象 聴覚障害者、音声・言語機能障害者及び盲ろう者</p> <p>③求める成果 ・意思疎通支援者の育成及び増加 ・意思疎通支援に係る合理的配慮への対応</p> <p>2 要求内容(拡充) ・厚生労働省が策定した「手話通訳者養成カリキュラム」の「通訳Ⅲ」講座を新たに開講し、通訳者のレベルアップを図り、実践力を持つ手話通訳者を増やす。 ・意思疎通支援者の養成や派遣を行う「尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター」のコーディネーターを1人増員することにより、緊急時の対応や、派遣登録者への指導、聴覚障害者への支援体制を強化する。 ・聴覚障害者への情報保障を確保するため、市主催の講演会等において手話通訳者や要約筆記者を配置することなど、合理的な配慮を行う。</p>	拡充	所管局室	全体	16.4	8.4	採択		
							(内)新規拡充部分	(5.4)	(2.8)			
							査定後	全体	15.3			7.9
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(4.3)			(2.2)
43	⑧ 障害者支援	健康福祉局	手話言語普及啓発事業	<p>①事業実施趣旨 尼崎市手話言語条例の制定により、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及を促進し、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指す。</p> <p>②対象 市民・事業者等</p> <p>③求める成果 ろう者が自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保すること、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民及び事業者が共生することができる地域社会の実現を目指す。</p> <p>④要求内容 ・手話ハンドブックを作成し、市民の自主的な手話学習や、市等で行う講座に活用し、手話の普及に努める。また、尼崎市手話言語条例の啓発のためパンフレットを発行する。 ・ろう者への理解を深めるとともに、手話を知るきっかけづくりのため、挨拶など簡単な手話を学ぶ市民等を対象にした体験講座を開催する。 ・条例に規定する「手話を使用した市政に関する情報の発信」として、市ホームページ上に手話による通訳画像を作成する業務等に対応するため、嘱託員(手話通訳者)を1人増員する。</p>	新規	所管局室	全体	2.8	1.4	一部採択	市ホームページ上への手話による通訳画像の掲載については、より効果的な手法を引き続き検討することとし、手話ハンドブックやパンフレットの発行等による、手話言語の普及啓発の取組を進める。	
							(内)新規拡充部分	(2.8)	(1.4)			
							査定後	全体	2.7			0.1
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.7)			(0.1)
44	⑧ 障害者支援	健康福祉局	自発的活動支援事業	<p>①事業実施趣旨 障害者やその家族、地域住民等による地域での自発的な取組を支援することにより、障害者の自立と社会参加、地域における理解の促進を図る。</p> <p>②対象 障害者やその家族、地域住民等</p> <p>③求める成果 障害者等が地域で取り組む見守りや交流活動、ボランティア活動等を支援し、その活動を広げていくことで、障害者等の社会参加や地域の理解が促進する。</p> <p>④要求内容 障害者等が地域で行う自発的な活動に対して、その費用の一部を補助する。また、補助を行った活動の周知等に取り組み、当該活動の活性化を図る。</p>	新規	所管局室	全体	0.7	0.0	採択		
							(内)新規拡充部分	(0.7)	(0.0)			
							査定後	全体	0.7			0.0
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.7)			(0.0)
小計						査定後	人件費を含む	(17.8)	(12.4)			

【施策⑨ 生活支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							うち 一般財源				
45	⑨ 生活支援	健康福祉局	生活困窮者学習支援事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 学業や進学が十分に用意されない生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止するため、地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた学習支援とともに社会性や他者との関係性を育むことを目的とする。</p> <p>②対象 生活保護世帯及び生活困窮者世帯の子ども</p> <p>③求める成果 生活保護世帯等の子どもが成長し、再び生活保護世帯や経済的困窮状態に至ることを防止する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 教室設置地域の均衡を図るため、現在教室のない市北東部(園田地区)において、4カ所目となる新たな教室を増設する。</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	12.9	6.4	採択	
							(内)新規拡充部分	(3.3)	(1.6)		
						査定後	全体	12.9	6.4		
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(3.3)	(1.6)		
	小計	査定後	人件費を含む	(3.3)	(1.6)						

【施策⑩ 健康支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							うち 一般財源				
46	⑩ 健康支援	健康福祉局	精神保健事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市民がこころの健康の保持・増進を図り、早期の気づきにより適切な医療や支援を受け、重症化や治療中断を防ぐ。また、自殺対策基本法に基づく本市の自殺対策計画に沿って、自殺対策事業を強化する。</p> <p>②対象 市民(精神疾患をもつ者とその家族を含む)</p> <p>③求める成果 精神疾患をもつ者とその家族に対し、各種事業を行い社会復帰を促進するとともに、精神的な健康保持の増進を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) ・相談支援の充実 ・平成29年度中に策定する自殺対策計画に基づく事業の実施(ゲートキーパー研修の対象者拡大、相談窓口を周知するリーフレットの作成配布等) ・措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	5.9	3.7	採択	
							(内)新規拡充部分	(0.7)	(0.3)		
						査定後	全体	5.7	3.5		
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.7)	(0.3)		
47	⑩ 健康支援	健康福祉局	衛生研究所施設整備事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 国際交流の進展や保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、デング熱など近年増えつつある輸入感染症や新興・再興感染症に迅速に対応する。</p> <p>②対象 市民</p> <p>③求める成果 衛生研究所において、ウイルス検査等を迅速かつ確に実施することで、感染症の拡大防止を図り、市民が安心して生活できるまちづくりに寄与する。</p> <p>2 要求内容(拡充) 感染症の発生動向調査等を行うにあたり、現在、兵庫県に委託しているウイルス培養検査の実施を本市の衛生研究所でも可能とするため、「高度安全実験室」を整備する。</p>	拡充	所管局室	全体	16.7	2.9	採択見送り	兵庫県へ委託している現状を踏まえ、市単独実施のための整備については、適時性・優先度の観点から採択を見送る。
							(内)新規拡充部分	(16.7)	(2.9)		
						査定後	全体	0.0	0.0		
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)		

【施策⑩ 健康支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費(単位:百万円)		調整結果	論点等	
							うち一般財源				
48	⑩健康支援	ひと咲きまち咲き担当局	ヘルスアップ尼崎戦略事業(健康づくり見える化サポート事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 すべてのライフステージにおいて、市民の健康増進、心身機能の低下予防に向けた主体的な取組がさらに進むよう、ヘルスアップ戦略に関連する全ての事業課において、市民個々の健康状態、各事業参加による健康維持・改善効果、並びに全市の健康実態を見える化して提供する。</p> <p>②対象 市民</p> <p>③求める成果 より多くの市民が、健康増進や機能低下予防に向けた行動を起こし、ひいては、市民の健康寿命が延伸し、結果として、医療費や介護給付費等の適正化につながっている。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>・見える化データ作成業務 各事業の参加者情報や測定結果(紙データ)を順次電子データに変換し、市民の参加状況や事業効果などを分析、評価する。 ・見える化できる説明力向上のための研修・資料作成業務(保健師・管理栄養士、教職員)</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	1.8	1.8	採択	
							(内)新規拡充部分	(1.8)	(1.8)		
						査定後	全体	1.8	1.8		
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(1.8)	(1.8)		
49	⑩健康支援	ひと咲きまち咲き担当局	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 健康経営に取り組みたい市内企業に対し、社員の健康把握やよりよい生活習慣作りのきっかけになる、未来いまカラダ協議会を通じたサービス提供の仕組みづくりを行う。これにより、市内企業従業員の健康増進と、協議会協賛企業による新たな健康づくり商品等の開発及び定着化を図り、ひいては、市民の健康づくり環境の向上を目指す。</p> <p>②対象 市内企業・事業者とその従業員、市民</p> <p>③求める成果 より若い世代から、健康づくりに取り組みやすいまちの環境づくりに努めるとともに、その結果としての市民の健康寿命が延伸している。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>市内企業の健康経営の取組が進むよう、未来いまカラダ協議会(協賛企業)が提案する「(仮称)健康メニュー」の提供に係る費用の一部を、協議会に対して補助する。(補助は初回利用分に限る) メニュー例:「減量を目指そう! 代謝が良くなる座り方、歩き方と食品の選び方、レンタル活動量計で見える化」など</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	0.3	0.3	採択		
						(内)新規拡充部分	(0.3)	(0.3)			
					査定後	全体	0.3	0.3			
						(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.3)	(0.3)			
小計						査定後	人件費を含む	(2.9)	(2.5)		

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額(現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30効果額	
50	⑩健康支援	市民協働局	国民健康保険都道府県単体化後の本市独自施策等のあり方の検証	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①財政健全化分繰出金 ②多人数世帯等の保険料の負担軽減を図る特別減免 ③あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費 ④結核・精神医療付加金 ⑤葬祭費</p> <p>2 見直し内容 平成30年度国民健康保険都道府県単体化に向けて以下の取組を行う。 ・①「財政健全化分繰出金」については、国が約3,400億円の財政支援等を実施することにより、全国的に解消するよう位置付けている「決算補填等を目的とした一般会計からの繰入れ」に該当するため、本市の厳しい財政状況を勘案し、見直しに向け検証する。 ・②～⑤「多人数世帯等の保険料の負担軽減を図る特別減免」などの本市国保独自施策等については、各保険者に委ねられていることに併せ、実情や経緯を踏まえ現行どおり継続して実施する方向で検証する。</p> <p>3 見直し理由 現在、制度改革に伴う保険料の試算等を行っており、未確定だが現行制度に比べて、国の制度改革の効果が見込まれるため。</p>	事業見直し	*	*	

【施策⑩ 健康支援】

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)		
							うちH30 効果額	
51	⑩健康支援	市民協働局	国民健康保険料における収納率向上対策の強化	<p>1 現行の事業内容</p> <p>国民健康保険の安定的な運営及び被保険者間の保険料負担の公平性確保の観点から、平成27年度から滞納整理業務(滞納処分業務を含む)体制を強化し、滞納額10万円以上の世帯への滞納整理事務(財産調査、納付指導、差押え)を強化している。</p> <p>2 見直し内容</p> <p>財産調査を行う債権を拡大し、預貯金が小額でも差押対象とするなど、これまで以上に資力確認及び滞納処分を徹底していくため、収納体制を強化する。</p> <p>3 見直し理由</p> <p>本市の現年度国民健康保険料収納率は7年連続で上昇しており、21年ぶりに90%を超えたが、兵庫県下及び阪神間においては、依然として低位にあるため、平成34年度までに、阪神間各市の平均である現年度保険料収納率93%、滞納繰越分収納率18%を目指す。</p>	歳入確保	-	-	
52	⑩健康支援	健康福祉局	健康サポート事業の見直し	<p>1 現行の事業内容</p> <p>健康に関する相談対応及び各種健康診断の実施(健康増進事業健診、公的な健康診断書作成のための健診、特定健診・後期高齢者健診、被爆者健康診断、労働者健診)</p> <p>2 見直し内容</p> <p>他の医療機関でも実施しており、経費的負担も大差がないことから「公的な診断書作成のための健診」と「労働者健診」を廃止する。これにより、事業全体で週5回実施している健診を週4回にすることで雇用医師数等の減を図る。</p> <p>3 見直し理由</p> <p>健康サポート事業として実施している各種健康診断について、民間医療機関等でも対応できるものを精査し、内容や健診実施日を見直すことで、専門職等の業務量配分を保健福祉センターの2所化に伴う業務に充当し、効率的な運用を進める。</p>	事業見直し	▲ 3	▲ 3	

【施策⑪ 消防・防災】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
								うち一般財源			
53	⑪消防・防災	危機管理安全局	防災対策等事業(被災者支援システムの導入)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨</p> <p>自助・共助・公助のそれぞれが災害対応力を高め、連携することにより、災害時における被害を最小限に抑えるため、市民、事業者、行政などの多様な主体が災害に立ち向かう体制を強化する。</p> <p>②対象</p> <p>市民、事業者、行政</p> <p>③求める成果</p> <p>防災意識の醸成が図られるとともに、市民、事業者など地域と行政が共に災害への備えと対策を講じることが出来る。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>災害発生時には、避難所管理、被害家屋の調査や罹災証明の発行等、様々な事務が輻輳し、情報量も膨大になることが懸念されるため、被災者の被害状況等を一元的に管理し、迅速に的確な被災者支援事務を行うための情報システムを導入する。</p>	拡充	所管局室	全体	26.6	11.5	採択	
			(内)新規拡充部分	(8.2)	(0.1)						
			全体	26.5	11.5						
			(内)新規拡充部分	(8.0)	*						
			※下段は人件費を含む	(8.0)	*						
小計					査定後	人件費を含む	(8.0)	*			

【施策⑬ 地域経済の活性化・雇用就労支援】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等		
							所管局室	うち一般財源				
54	⑬ 地域経済の活性化・雇用就労支援	経済環境局	企業の環境・健康活動推進事業 (産業用デマンド監視装置等導入補助事業)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 「市内の環境の向上」と「地域経済の活性化」、「新規事業・雇用等の創出」を達成するために、様々な取組を推進する。また、企業における従業員の健康管理や健康づくりを推進することにより、市内企業の持続的発展を促進する。</p> <p>②対象 市民、産業関連団体、市内事業者</p> <p>③求める成果 エネルギーコストの削減を通じた事業者の競争力の向上とCO2排出量削減の両立による「産業と環境の共生」や、従業員の健康管理や健康づくりに取り組む企業の増加による市内企業の持続的発展と地域経済の活性化</p> <p>2 要求内容(拡充) 電力需要ピーク抑制のためのデマンド監視装置等を導入する事業者に対し、経費の一部補助を行う。</p>	拡充(枠)		所管局室	全体	16.0	5.5	採択	
								(内)新規拡充部分	(12.5)	(2.4)		
					拡充(枠)		査定後	全体	16.0	5.5	採択	
								(内)新規拡充部分	(12.5)	(2.4)		
					拡充(枠)		所管局室	全体	60.9	60.9	採択	
								(内)新規拡充部分	(2.6)	(2.6)		
					拡充(枠)		査定後	全体	60.9	60.9	採択	
								(内)新規拡充部分	(2.6)	(2.6)		
					拡充(枠)		所管局室	全体	16.0	16.0	採択	
								(内)新規拡充部分	(1.9)	(1.9)		
					拡充(枠)		査定後	全体	16.0	16.0	採択	
								(内)新規拡充部分	(1.9)	(1.9)		
							査定後	人件費を含む	(17.2)	(7.0)		

【施策⑭ 魅力創造・発信】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
								うち 一般財源			
57	⑭	魅力創造・発信	ひと咲きまち咲き担当局	都市イメージ向上推進事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市内外の市民・事業者に対し、本市の魅力を的確に伝え、イメージの向上を図り、まちの価値を高めていくシティプロモーションに取り組む。</p> <p>②対象 市民、事業者、行政、市外在住者</p> <p>③求める成果 本市の魅力や特徴を生かした戦略的・効果的なシティプロモーションが展開されている状態</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼ノ國サイトの周知、参画推進キャンペーンの実施 ・ひと咲きまち咲きあまがさきPR冊子等の作成 ・シティプロモーション及び戦略的広報のアドバイザー導入 	拡充	所管局室	全体	5.1	5.1	採択
								(内)新規拡充部分	(2.5)	(2.5)	
							査定後	全体	4.9	4.9	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.3)	(2.3)	
58	⑭	魅力創造・発信	ひと咲きまち咲き担当局	若者の夢創造・発信事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 「尼崎版シティプロモーション推進指針」及び「尼崎市文化ビジョン」に基づき、若者の夢とチャレンジを応援する事業を実施することで、地域文化を創造する次代の担い手を育成するとともに、まちの魅力を増進する。</p> <p>②対象 市民、事業者、行政、市外在住者</p> <p>③求める成果 文化の担い手が活発に活動することにより、文化、芸術の表現・創造が市民の生活価値を高め、また、夢を応援するまちというイメージが広がること。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)文化未来奨励賞の創設 ・公開レッスン・コンサート事業の実施 ・あまらぶアートラボで作品展を実施するなど、尼崎市と縁のある若手アーティストの中から選抜した1人をアウクスブルク市へ派遣 	拡充(枠)	所管局室	全体	12.6	11.6	採択
								(内)新規拡充部分	(2.5)	(1.5)	
							査定後	全体	12.6	11.6	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(2.5)	(1.5)	
小計							査定後	人件費を含む	(12.3)	(11.3)	

【施策⑮ 環境保全・創造】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
								うち 一般財源			
59	⑮	環境保全・創造	経済環境局	環境保全の啓発・活動支援事業(環境活動の活性化と情報発信)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市民一人ひとりが環境に対する理解を深め、環境に配慮した行動を選択するようになるために、市民や地域に対する情報の発信や共有化、ネットワークづくりを行う。</p> <p>②対象 市民、市民グループ、学校、企業</p> <p>③求める成果 市民が環境問題についての適切な情報、知識を得るとともに、環境意識の向上が図られ、自らが地域における環境保全活動の担い手となる。また、市民グループ、学校、企業など地域の各主体が、環境に配慮した行動を実践できるようになる。</p> <p>2 要求内容(拡充)</p> <p>通勤で利用するバスへのラッピングや駅中広告、リーフレットの全戸配布等により「COOL CHOICE」を周知し、環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す。</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	23.2	13.2	採択
								(内)新規拡充部分	(10.0)	(0.0)	
							査定後	全体	23.2	13.2	
								(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(10.0)	(0.0)	

【施策⑮ 環境保全・創造】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等		
							所管局室	うち一般財源				
60	⑮	環境保全・創造	経済環境局	次期焼却施設等整備事業	新規	新規	所管局室	全体	27.3	27.3	採択	
							(内)新規拡充部分	(27.3)	(27.3)			
							査定後	全体	25.9	25.9		
							(内)新規拡充部分	(18.0)	(18.0)			
							※下段は人件費を含む	(25.9)	(25.9)			
61	⑮	環境保全・創造	経済環境局	温暖化対策推進事業(自然エネルギー等導入促進事業)	拡充(枠)	拡充(枠)	所管局室	全体	5.3	2.6	採択見送り	蓄電池導入に必要な費用に対するインセンティブ効果を踏まえ、的確性・有効性の観点から採択を見送る。
							(内)新規拡充部分	(2.6)	(0.0)			
							査定後	全体	2.7	2.6		
							(内)新規拡充部分	(0.0)	(0.0)			
							※下段は人件費を含む	(0.0)	(0.0)			

小計	査定後	人件費を含む	(35.9)	(25.9)
----	-----	--------	--------	--------

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30効果額	
62	⑮	環境保全・創造	経済環境局	計量業務の見直し	改善	▲ 4	▲ 4	業務執行体制見直し項目

【施策⑩ 住環境・都市機能】

No.	施策 局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分 重点化等	事業費 (単位:百万円)			調整 結果	論点等
					所 管 局 室	うち 一般財源			
63	⑩住環境・都市機能 企画財政局	交通政策推進事業(モビリティ・マネジメントの推進)	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 市営バス事業の民間事業者への路線移譲など、市域における公共交通を取り巻く環境が大きく変化するなか、市民にとって必要な公共交通サービスの維持、確保、さらには一層の利便性向上を図る。</p> <p>②対象 市民、交通事業者</p> <p>③求める成果 過度に自動車に頼ることなく、様々な交通モードが有機的に連携し、誰もが移動しやすい交通環境の実現</p> <p>2 要求内容(拡充) 自動車に頼らず誰もが移動しやすい交通環境の実現を目指す、市民が「過度に自動車に依存する生活」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する生活」へ自発的に転換するよう、そのきっかけとなる情報提供やイベントなどを行う。 平成30年度は、マイカー通勤者が公共交通や自転車、徒歩による通勤にチャレンジする「エコ通勤トライアルウィーク」を実施する。</p>	拡充(枠)	要求額	全体	200.1	200.1	採択
						(内)新規拡充部分	(0.1)	(0.1)	
					査定後	全体	200.1	200.1	
						(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(0.1)	(0.1)	
64	⑩住環境・都市機能 都市整備局	空家利活用推進事業	<p>①事業実施趣旨 空家の増加の抑制に向けて、空家(中古住宅)の流通・利活用の促進を図るとともに、子育てファミリー世帯の定住・転入を促進するため、所有者への支援策と子育て・新婚世帯の購入者への補助制度を実施する。 また、環境モデル都市として、住宅における品質・省エネルギー性能の向上を図り、環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する。</p> <p>②対象 市民</p> <p>③求める成果 空家(中古住宅)の流通・利活用の促進し、子育てファミリー世帯の定住・転入と環境に配慮した住まい・まちづくりを推進する。</p> <p>④要求内容 空家(中古住宅)の所有者に対し、賃貸や売却を促すため、建築士や宅地建物取引士などの専門家を派遣する。また、子育て・新婚世帯が空家(中古住宅)を購入して改修した際の補助制度と、空家(中古住宅)の購入者がエコリフォームする際の補助制度を創設する。</p>	新規	要求額	全体	31.7	14.6	採択
						(内)新規拡充部分	(31.7)	(14.6)	
					査定後	全体	21.7	9.6	
						(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(21.7)	(9.6)	
65	⑩住環境・都市機能 都市整備局	空家対策推進事業	<p>1 現行の事業内容</p> <p>①事業実施趣旨 国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「尼崎市危険空家等対策に関する条例」に基づく取組みを行うことにより、所有者等による空家等の管理の適正化を図り、安全で安心な市民生活を確保する。</p> <p>②対象 市内の老朽危険空家及びその所有者</p> <p>③求める成果 老朽危険空家等による周辺への様々な被害がなく、市民が安全で安心して生活できること。</p> <p>2 要求内容(拡充) ・法律や不動産などの関係団体との連携推進 ・所有者への意識啓発(空家ガイド便利帳の作成、空家講座の開催など) ・所有者不明物件対策検討・推進(不在者財産管理人の申立てなど) ・空家等対策の各種手法・制度(除却・建替えなど)の検討・推進等</p>	拡充(枠)	要求額	全体	43.1	8.1	採択
						(内)新規拡充部分	(11.4)	(1.1)	
					査定後	全体	35.0	8.0	
						(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	(3.3)	(1.0)	

【施策⑩ 住環境・都市機能】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等	
							うち 一般財源				
66	⑩住環境・都市機能	都市整備局	密集住宅市街地整備促進事業(隣地等統合促進事業)	<p>1 現行の事業内容 ①事業実施趣旨 密集市街地については、防災街区整備地区計画をはじめとする防災性の向上を目指した取り組みを、まちづくり協議会など地域住民と進めていく。 ②対象 密集市街地 ③求める成果 立地・利便性が良好な区域にありながら、狭小地であることや接道不良等の理由で土地利用更新が進んでいない密集市街地において、土地利用更新を促進することにより、密集市街地の防災性の向上、良好な住環境の形成、都市イメージ・シビックプライドの向上、定住・転入促進を行う。 2 要求内容(拡充) 密集市街地において、住民や民間事業者による自発的な土地利用更新を促進するため、狭小地や接道不良地とその隣接地を統合した場合に補助金を交付する。</p>	拡充(枠)	所管局室	全体	*	*	調整中	事業実施手法や財源などについて、引き続き調整を行っていく。
							(内)新規拡充部分	*	*		
						査定後	全体	*	*		
							(内)新規拡充部分 ※下段は人件費を含む	*	*		

小計		査定後	人件費を含む	(25.2)	(10.8)
----	--	-----	--------	--------	--------

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (百万円)		備考
						うちH30効果額		
67	⑩住環境・都市機能	都市整備局	公園維持管理業務の執行体制の見直し	<p>1 現行の事業内容 損傷・老朽及び劣化等に対して、公園緑地等を安全かつ快適に利用できるよう、パトロールや委託等により必要な維持管理を行う。 2 改善内容 危機管理業務にも対応できる体制を確立しながら委託化する。H30向けには、水明公園の維持管理作業(現業職員(1人))及び富松苗圃の維持管理作業(再任用30H(1人))を委託化する。 3 改善理由 行政需要の拡大と多様化に対応するため、業務執行体制を見直して効率化を図りつつ、委託化によって生み出された人的資源を効果的に活用する。</p>	改善	▲ 3	▲ 3	業務執行体制見直し項目
68	⑩住環境・都市機能	都市整備局	抽水場の保守点検等業務等の執行体制の見直し	<p>1 現行の事業内容 各抽水場に流入する生活排水及び雨水を安定かつ円滑に排水し、浸水災害の防止を図る。 2 改善内容 既に、大高洲、昆陽川、又兵衛、西高洲、中浜、鶴町抽水場の運転管理業務及び大高洲、昆陽川、又兵衛抽水場の保守点検業務を委託している実績を踏まえ、現在、技能労務職員が実施している西高洲、中浜、鶴町抽水場の保守点検業務についても委託を拡大する。 全ての抽水場について、現在現業職員により行っている浚渫作業を委託化する。 電力会社等から600Vを超える電圧を受電している大高洲、昆陽川、又兵衛、西高洲抽水場は電気主任技術者を設置し、工作物の保安を行う必要があるが、これまでは施設課職員が担っていたが、今回保安業務の委託を併せて行う。 3 改善理由 行政需要の拡大と多様化に対応するため、業務執行体制を見直して効率化を図りつつ、委託化によって生み出された人的資源を効果的に活用する。</p>	改善	▲ 6	▲ 6	業務執行体制見直し項目

【施策⑩ 住環境・都市機能】

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30効果額	
69	⑩住環境・都市機能	都市整備局	街路灯維持管理事業の見直し	<p>1 現行の事業内容 消費電力の削減と維持管理コストの低減を図るため、水銀灯などの既存の街路灯から環境に配慮したLED灯に順次改修する。</p> <p>2 改善内容 街路灯のLED化を早期に行うことで、電気料金、電球取替等の維持管理費用の削減効果を早期に得ることができる。これに伴う一時的な事務量の増や工事費が単年度に集中を避けるために、賃貸借契約によって民間活力を取り入れることで、事業費や事務量を平準化しつつ、LED化による維持管理費用の削減効果を早期に得ることができる。</p> <p>3 改善理由 市内にあるLED化されていない街路灯(17,250台)を全てLED灯に改修することで、消費電力削減に伴う二酸化炭素排出量の削減や、製品寿命が長いことから取り替え回数の削減を図ることができる。 また、副次的効果ではあるが、こうした取組を通じて、環境モデル都市である本市のイメージの向上を図る。</p>	改善	▲ 4	▲ 11	平成31年度以降については、街路灯更新に伴う賃貸借契約の賃借料が発生することにより、効果額は減となる。

【その他】

No.	施策	局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分	重点化等	事業費 (単位:百万円)		調整結果	論点等																			
							所管局室	うち一般財源																					
70	その他	市民協働局	番号制度等導入関係事業	<p>1 現行の事業内容 ①事業実施趣旨 マイナンバーカードの交付を円滑に行うとともに普及に努める。 ②対象 マイナンバーカードを取得していない市民 ③求める成果 マイナンバーカードの交付枚数の増加</p> <p>2 要求内容(拡充) 現在の交付時来庁方式に加え、新たに申請時来庁方式を併用することで、申請方法の選択肢を増やし、申請の利便性の向上を図る。あわせて市役所窓口来庁者へのPR、市内路線バス車内でのポスター掲示によるマイナンバーカードのPRを行う等、マイナンバーカードの交付枚数の増加に向けた取組を行う。</p>	拡充(枠)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">所管局室</td> <td>要求額</td> <td>全体</td> <td>112.6</td> <td>112.6</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td></td> <td>(7.2)</td> <td>(7.2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">査定後</td> <td rowspan="2">全体</td> <td></td> <td>109.3</td> <td>109.3</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(4.0)</td> <td>(4.0)</td> </tr> <tr> <td>※下段は人件費を含む</td> <td></td> <td>(4.0)</td> <td>(4.0)</td> </tr> </table>	所管局室	要求額	全体	112.6	112.6	(内)新規拡充部分		(7.2)	(7.2)	査定後	全体		109.3	109.3	(内)新規拡充部分	(4.0)	(4.0)	※下段は人件費を含む		(4.0)	(4.0)	一部採択	新たに申請時来庁方式を併用することで、申請の利便性の向上を図り、マイナンバーカードの普及促進に取り組む。なお、バス車内でのポスター掲示によるPRについては、今後、国において制度全体のPRを実施予定のため、採択を見送る。
所管局室	要求額	全体	112.6	112.6																									
	(内)新規拡充部分		(7.2)	(7.2)																									
査定後	全体		109.3	109.3																									
		(内)新規拡充部分	(4.0)	(4.0)																									
	※下段は人件費を含む		(4.0)	(4.0)																									
71	⑩その他	総務局	行政情報化推進事業	<p>1 現行の事業内容 ①事業実施趣旨 行政の情報化を推進するため、事務の効率化の基盤となる行政事務支援システム等を活用し、業務の総合化・高度化・ネットワーク化を図る。 ②対象 職員、市民 ③求める成果 情報システムのより一層の活用により、業務の効率化・高度化・ネットワーク化を図る。</p> <p>2 要求内容(拡充) 自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、国が用意するマイナポータルにて必要な行政サービスの情報を検索したり、オンラインでの申請手続きができる環境を整備し、行政手続における市民の利便性向上を図る。</p>	拡充(枠)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">所管局室</td> <td>要求額</td> <td>全体</td> <td>292.9</td> <td>283.7</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td></td> <td>(0.1)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">査定後</td> <td rowspan="2">全体</td> <td></td> <td>292.9</td> <td>283.7</td> </tr> <tr> <td>(内)新規拡充部分</td> <td>(0.1)</td> <td>(0.1)</td> </tr> <tr> <td>※下段は人件費を含む</td> <td></td> <td>(0.1)</td> <td>(0.1)</td> </tr> </table>	所管局室	要求額	全体	292.9	283.7	(内)新規拡充部分		(0.1)	(0.1)	査定後	全体		292.9	283.7	(内)新規拡充部分	(0.1)	(0.1)	※下段は人件費を含む		(0.1)	(0.1)	採択	
所管局室	要求額	全体	292.9	283.7																									
	(内)新規拡充部分		(0.1)	(0.1)																									
査定後	全体		292.9	283.7																									
		(内)新規拡充部分	(0.1)	(0.1)																									
	※下段は人件費を含む		(0.1)	(0.1)																									

【その他】

No.	施策 局名	事業名	各局の要求(事業概要)	区分 重点化等	事業費 (単位:百万円)			調整 結果	論点等	
					所 管 局 室	うち 一般財源				
72	⑰ その他	企画 財政局	都市政策推進事業	拡充	所 管 局 室	全体	12.2	12.2	一部採 択	ファミリー世帯の意見聴取については、対象が少なく限定される会議の開催ではなく、アンケートの実施や子育て世帯が集う場へ出向くなど、まずは広く意見聴取を行い、「住んでみたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組む。
						(内)新規 拡充部分	(10.3)	(10.3)		
					査 定 後	全体	7.1	7.1		
						(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(5.4)	(5.4)		
						(13.3)	(13.3)			
73	⑰ その他	企画 財政局	総合計画等推進 事業	拡充(枠)	所 管 局 室	全体	1.9	1.9	採 択	
						(内)新規 拡充部分	(1.9)	(1.9)		
					査 定 後	全体	1.0	1.0		
						(内)新規 拡充部分 ※下段は 人件費を 含む	(1.0)	(1.0)		
						(8.9)	(8.9)			
小計					査 定 後	人 件 費 を 含 む	(26.4)	(26.4)		

【その他】

No.	施策	局名	項目名	項目の概要	区分	構造改善効果額 (現時点の調整結果)		備考
						(百万円)	うちH30効果額	
74	その他	資産統括局	市税収入率の向上	<p>1 現行の事業内容 あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトにおいて、都市の体質転換へ向けた取組の柱の一つとして、「税収の安定・向上につながる取組」を掲げ、個人市民税収入率を平成34年度に90%とするなどの目標を設定している。これまで、口座振替の推進、納税推進センターによる催告、コンビニ収納などの各種取組と合わせて、個人住民税整理担当や特別処理担当などの体制強化を図ってきている。</p> <p>2 見直し内容 従前からの取組に加え、①個人住民税整理担当の案件拡充、②現年課税分の滞納整理の強化、③市税の口座振替利用の推進に重点的に取り組むことで、個人市民税の収入率の更なる向上を図る。</p> <p>3 見直し理由 プロジェクトの中間総括において上方修正した目標(個人市民税収入率95%)の達成を見据えて取組を進める。</p>	歳入確保	▲ 74	▲ 28	
75	その他	資産統括局・経済環境局・都市整備局	公有財産(土地・建物)の貸付料等の減免見直し	<p>1 現行の事業内容 公有財産の貸付及び使用許可の取扱いについては、条例・規則等により行われているが、各所管において貸付等の用途や減免についての取扱が異なっていたことから、統一的な基準を整備する。</p> <p>2 見直し内容 貸付料等を減免する場合における統一した基準を策定し、公有財産の管理について、より一層の適正化を図る。 平成30年度は、本市の外郭団体等が、公益的な事業の用に供する場合の貸付料を無償等としているもののうち、見直しが可能なものについて1/2減額の有償化とする。</p> <p>3 見直し理由 庁内で統一した減免基準に基づき、公有財産の貸付等にあたり、適正な運用を図るため。</p>	歳入確保	▲ 14	▲ 14	統一的な基準について、H30年度に適用することが決定したものを順次計上
76	その他	資産統括局	電力自由化に伴う新電力活用の推進等による電気料金の抑制	<p>1 現行の事業内容 既存の地域を管轄する電気事業者(関西電力)以外の電気事業者(新電力)から電気調達を行うことが段階的に可能となったことを受け、本市においても平成19年度から、使用電力量など要件が整った施設について、順次入札による電気調達を実施し、電気料金の削減を図っている。 ○ 平成29年度当初の対象施設:95施設(特別・企業会計:13施設)</p> <p>2 見直し内容 電力自由化を踏まえ、入札等により供給を受ける電気事業者及び契約方法の見直しを行い、電気料金の縮減を図る。 ○ 平成30年度当初の対象施設:98施設(特別・企業会計:15施設) →新たに当該取組を実施した施設:3施設(特別・企業会計:2施設)</p> <p>3 見直し理由 維持管理経費の縮減を図り、尼崎市公共施設マネジメント基本方針のとおり施設の効率的・効果的な運営を推進する。</p>	事業見直し	▲ 93	▲ 93	
77	その他	企画財政局	枠配分予算編成の実施	<p>1 現行の事業内容 事業部門の権限と責任による事業の立案と見直しを行うため、施策別予算枠配分制度を実施する。</p> <p>2 見直し内容 各局の責任と権限のもとに、事業のスクラップ&ビルドを徹底し、配当額を上限とした予算編成を行う。なお、配当額は、枠配分予算の対象としている維持管理経費及びそれに準ずる経費については平成29年度当初予算の一般財源額と同額を、維持管理経費等を除く経常経費については平成29年度当初予算の一般財源額から2%カットした金額とし、そこから捻出した財源を効果額として計上する。</p> <p>3 見直し理由 本市の財政状況を鑑み、収支改善を図るため。</p>	事業見直し	▲ 51	▲ 51	